

連結財務諸表の作成と活用

担当課：財務部 財政課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 連結財務諸表に関する取組み</p> <p>(1) 大阪府財政運営基本条例第25条第5項により、平成23年度決算から連結財務諸表を作成・公表している。</p> <p>(2) これは、地方自治体の行政サービスが関係団体の多様な主体によって実施されている実態を踏まえ、事務事業について本府と密接な関係にある関係団体を一つの行政サービス実施主体とみなし、大阪府全体の財務諸表と連結して大阪府グループとしての連結財務諸表を作成するとの考え方によるものである。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財政運営基本条例第25条第5項】</p> <p>5 知事は、全会計財務諸表（会計別財務諸表及び法適用企業に係る特別会計の決算について作成した会計別財務諸表に準ずる書類を集約して作成した書類をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（全会計財務諸表及び府が業務の運営に関与し、府の施策と密接な関連を有する業務を行っている法人として規則で定めるものの決算に係る貸借対照表、損益計算書その他これらに類する書類を集約して作成した書類をいう。）を作成しなければならない。</p> </div> <p>2 連結財務諸表の作成状況</p> <p>(1) 作成ルールとして、「連結財務諸表等作成要領」及び「連結財務諸表等作成事務手引」を整備し、これらに基づき連結財務諸表を作成している。</p> <p>(2) ルールの主な特徴は以下のとおりである。</p> <p>ア 連結の範囲 実質支配力の観点を重視し、出資比率が50%以上であっても、知事が指定する「自立化法人」は連結対象外としている。</p> <p>イ 連結対象法人固有の会計処理の修正・調整 各団体の財務諸表を尊重し、連結作業における処理基準の統一化は行わないとしている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※自立化法人：府から人的及び財政的な支援を受けることなく、知事の指定を受けた法人 例) (公財) 日本センチュリー交響楽団、(一財) 大阪府男女共同参画推進財団</p> </div>	<p>1 平成23年度連結財務諸表では、今後改善の検討を要する事項がいくつか見受けられた。</p> <p>(1) 府が大阪府道路公社を通じて行った用地取得取引に関して、同公社の財務諸表には府に対する用地代金の分割支払に係る債権が計上されている一方、府の財務諸表には同債務が計上されていないことから、連結上の内部債権である同公社の債権が消去されずそのまま連結財務諸表に計上されていた。</p> <p>(2) 各団体の財務諸表を尊重し、特段の調整を行わず合算していることから、リース資産13億円に対してリース債務73億円と約60億円の差異があった。</p> <p>(3) また、同様に、大阪府中小企業信用保証協会の保証債務等に係る貸倒引当金について、繰入と戻入約1,000億円が、特別利益と特別損失に両建計上されていた。</p> <p>2 現在は連結財務諸表の作成に注力している状況にあり、将来の活用に向けた取組みについて、議論や検討が不十分である。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府の新公会計制度(案)(平成22年8月公表)より抜粋】</p> <p>連結財務諸表については、大阪府グループとしての各政策への取組状況とその成果を府民に説明すべく、さらに政策別セグメント情報等の作成に取り組んでいく。</p> </div>	<p>1 内部取引による債権債務の相殺消去に関するチェックの不備、及び「連結作業における処理基準の統一化は行わない」とする作成ルールのもと作成した結果、財務実態を適切に反映せず、分かりにくい表示となっている。</p> <p>2 府民に対する適切な開示及び将来の財政運営に資する活用方策の検討が課題である。</p>
事務事業を所管する財務部の見解		
<p>1 修正・調整を行うためには、連結対象法人等との調整や作業に多大な時間を必要とし、その負担を連結対象法人に求めることは困難であるため、処理基準の統一化は行わない。ただし、監査等からご指摘いただき府の判断で対応可能な事項については、今後検討のうえ読替や注記などで対応するとともに、チェック体制の強化についての検討もおこなう。</p> <p>2 連結財務諸表の活用に向け、政策別セグメント情報及びアニュアルレポートの作成について検討する。</p>		

委員意見

- 1 連結財務諸表の作成に関して、財務実態をより適切に反映し、分かりやすい表示となるよう、以下の点を検討されたい。
 - (1) 「連結財務諸表等作成事務手引」において「連結作業における処理基準の統一化は行わない」としている点について、適切な情報開示の観点から、弾力的な運用およびルール見直しの必要性等について検討されたい。
 - (2) (1)の検討にあわせて、正確性の担保の観点から、作成に関するチェック体制のあり方を検討されたい。
- 2 連結財務諸表の活用については、府民に対する適切な情報開示及び将来の財政マネジメントに資するよう、政策別セグメント情報やアニュアルレポートの作成及び今後の活用に向けたロードマップの作成などを検討されたい。

措置の内容

- 1 (1) 連結対象法人の財務諸表は、それぞれの法人格の会計基準に基づき作成されていることから、原則として尊重すべきものであり、処理基準の統一は行わないが、適切な情報開示の観点から、検出事項(2)(3)を新たに注記に盛り込むなど、注記の充実を図った。今後とも弾力的な運用により、わかりやすい連結財務諸表の開示に努める。
- 1 (2) 各部局の担当者に対し、連結財務諸表の作成手順や留意点等に関する説明会を開催して全体のレベルアップを図るとともに、様式を見直し、作成段階における間違いが起こりにくいものとし、また、財政課内での連結作業においては、チェックシートの作成を行うなど、チェック体制の強化を図った。
- 2 府民に対する適切な情報開示の手段として、会計局と連携を行い、各会計合算財務諸表・全会計財務諸表・連結財務諸表を作成し、「財政のあらまし」（平成25年12月）に掲載、公表した。